

# チリエスト熊本 クラブ規約

## 第一条 《名称及び所在》

- ・本クラブは、名称をチリエスト熊本と称します。
- ・本クラブはNPO法人桜木ふれあいスポーツクラブが運営致します。
- ・本クラブの練習場は「桜木ふれスポパーク」を使用致します。

## 第二条 《目的》

- ・本クラブはサッカーの楽しさを伝えながら個々のレベルアップを目指し、サッカーを通して心身ともに健康で逞しく、人生において常に挑戦し続ける人材の育成を目的と致します。

## 第三条 《入会資格及び入会手続き》

- ・入会者が運動を行うにあたり心身ともに健康で、その保護者が本規約を承諾した上で同意及び遵守できる方。所定の手続きを終え本クラブが入会を認めた方は練習に参加出来ます。

## 第四条 《会費の納入》

- ・別に定める入会費、年会費、月謝及びその他の諸経費を所定の方法でお支払いいただきます。
- ・会費の納入を怠った場合、本クラブへの参加を停止し退会していただく場合がございます。

## 第五条 《損害保険への加入》

- ・本クラブはクラブ生に対して必ず「スポーツ安全保険」への加入手続きを行います。
- ・万が一、本クラブの活動中に怪我や事故が起きた場合、本クラブの管理下における活動中の怪我や事故と認められた場合のみ「スポーツ安全保険」の範囲内で賠償致します。

## 第六条 《開催日及び期間》

- ・別に定める練習スケジュールをご確認ください。
- ・雨天時も原則スクールは開催されます。ただし、突然の雷や強風などの悪天候時は中止にする場合があります。
- ・スクール中止の場合はクラブ事務局よりメールで連絡致します。

## 第七条 《休会及び退会》

- ・諸事情により、本クラブを休会される場合は、休会希望月の前々月の末日までに事務局にご連絡ください。連絡がなく無断で休会となった場合は通常通り月謝をいただきます。
- ・休会は一か月単位とし、休会期間は月謝はいただきません。
- ・諸事情により、本クラブを退会される場合は、退会希望月の前々月の末日までに事務局にご連絡ください。月の途中で退会の連絡をされた場合は当月の月謝の返金はいたしません。

## 第八条 《負傷時の処置及び免責》

- ・本クラブ生が練習時に負傷した場合にはスタッフが応急処置を施し、病院への搬送等その状況に応じて適切と思われる対応をいたします。
- ・本クラブ指導者の管理以外で起きた事故・盗難や本クラブの管理下において、指導者の指示に従わず起きた事故・盗難については、本クラブはその賠償を一切負いません。

## 第九条 《クラブ生の変更事項》

- ・本クラブ生は、住所、連絡先等の変更があった場合には事務局まで速やかにその内容を連絡ください。

## 第十条 《除名》

- ・本規約に違反された方、本クラブ指導者の指示に従わない方、社会規範に反する行為をされた方、他のクラブ生や施設利用者に多大な迷惑をかけた方、その他本クラブの品位を落とすような行為をされた方は除名することがあります。

## 第十一条 《施行》

- ・本規約は2016年4月1日より施行いたします。